

災害拠点病院指定要件(抄)

運営体制について

- 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること
- 災害発生時に、被災地からの傷病者の受け入れ拠点にもなること
- 災害派遣医療チーム（D M A T）を保有し、その派遣体制があること
- 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること
- 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること
- 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること
- 地域の第二次救急医療機関及び地区医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること
- ヘリコプター搬送の際には同乗する医師を派遣できることが望ましいこと

施設及び設備について

- 救急診療に必要な部門を設けると共に、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい
- 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい
- 通常時の6割の程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと
- 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること
- 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること
- 広域災害・救急医療情報システムに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと
- 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること
- 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること
- 被災地における自己完結型の医療に対応できる資器材等を有すること
- トリアージタグを有すること
- 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと
- 原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること
- D M A Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること